

第5回関東地区集会 報告書

利用者の声を反映した文字通訳の実現へ向けて
～障害者差別解消法を踏まえて～

【一般公開版】

2016年8月27日(土) 12:30～16:40

東京都障害者福祉会館

主催 特定非営利活動法人
全国文字通訳研究会(略称 文字通研)



目次

理事長挨拶・報告

全国文字通訳研究会 理事長 長谷川洋 _____ 2

報告1 「パソコン要約筆記の担い手の養成・登録・派遣に関するアンケート調査」

全国文字通訳研究会 大場美晴 _____ 7

報告2 「文字通訳者の養成に関する検討会」経過報告

全国文字通訳研究会 大場美晴 _____ 11

報告3 「パソコン要約筆記利用者意識調査」

全国文字通訳研究会 曾根博 _____ 12

講演 「障害者差別解消法の施行により、社会はどのように変わるか？

—聴覚障害者を中心に—

日本社会事業大学 特任教授 植村英晴 氏 _____ 25

閉会 「集会の終わりに」

全国文字通訳研究会 宮田和実 _____ 34

■理事長挨拶・報告

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

長谷川 洋

皆さん、こんにちは。長谷川です。皆さまとは半年ぶりにお会いします。その間に、うちの研究会ではいろいろなことがありました。それは後ほどご説明したいと思います。

今年4月から障害者差別解消法がスタートしました。それと文字通訳がどのように関係しているのかを中心に今日の話し合いを進めたいと思っています。障害者差別解消法というものは、昨年、君島さんに話していただいたアメリカの ADA 法をモデルに作られたものですが、私からみた場合、大きな2つのことが入っています。



～2016年4月から障害者差別解消法が施行～

障害者差別解消法

• 2016年4月から施行

• 法の対象範囲(第2条)

障害者: 身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

* 法が対象とする障害者は、いわゆる**障害者手帳の所持者に限られない**。

一つは、一般に日本ではいろいろな福祉的な支援を受けるためには、身体障害者手帳、いわゆる赤手帳を持っていることが必要でした。

しかし、この障害者差別解消法には、特にそういうことは書いてありません。障害を持っていれば支援を受けられるという形になっています。特に耳が聞こえない人の場合、聞こえなくて困っているのに、手帳がもらえない人がたくさんいますが、そういう人たちも支援を受けられるということで、大きな意味があると思っています。

このような人たちの中には、情報の一部しか伝わらないのであれば、自分の「知る権利」が奪われたと考える人たちも少なくないでしょう。私どもが求めている方向と同じ要求を持つ仲間が増えていくこととなります。

意思の表明

• 第7条

• 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮**を**しなければならない(行政機関)**。

するように努めなければならない(事業者)

もう1つは、こういう支援を受けようと思えば、「自分から困っているよ」と表明する必要があります。黙っていても支援を受けられない。文字通訳の問題で言えば、地域、地域で「困る、おかしい」ことがある場合には、きちんと自分の意思を表明することが大切だということですね。

NPO法人化

- 2015年12月6日 設立総会
役員を中心に10人が社員となり、開催
- 2016年1月26日 東京都に申請
- 2016年4月21日 東京都認可
- 2016年4月28日 厚労省事業への応募
- 2016年7月3日 臨時総会
正会員(個人)の会費を改定
1万円 → 2000円

先ほど、この半年の間にいろいろなことがあったとお話しましたが、一番大きなことは NPO 法人に変わることができたということです。

NPO 法人に変えた一番の目的は、昨年からスタートした養成講習会のカリキュラムを作ったり、テキストを作るために検討会を開いてきたことです。各地の指導者などにきていただいて検討会を開くと、交通費だけでも多額の費用がかかってしまう。1月のシンポジウムのときにもお話しましたが、昨年1年間で15万円くらいの赤字になってしまいました。

本当は会員の皆さん全員に集まっていたら総会を開けば良かったのですが、今年の4月から助成金を申請しようとする間に合わない。新しい役員を選ぶ必要がありますが、この会のやり方では1ヶ月くらいの期間が必要になる。そういうことから、役員が中心になって NPO 法人の設立総会を開いて、東京都に申請するという形にしました。

そのとき、正会員の会費を1万円に決めました。これは社員がわずか9人で設立しているので、会費が2000円だと、言葉は悪いですが、会を乗っ取りたいという人が出てきたら、防ぐのが難しいということで、1万円にしました。4月に認可があり、皆さんにもお知らせしましたが、そのときに一般会員の皆さまから、おかしい、我々もこれまで通り、正会員になることができるようにすべきだという声が出ました。

これだけオープンになったのであれば、乗っ取りなどを恐れる必要はないということで、7月3日に臨時総会を開き、正会員の会費を2000円に改定し、皆さんに正会員とし続けてもらうようにしました。

厚労省事業への応募

- 平成28年度障害者総合福祉推進事業
- 指定課題番号:6
- パソコン要約による情報アクセシビリティの向上に関する調査研究
- 補助基準額:300万円を上限とする。
- 申請要件:法人格をもっていること
- 申請締切:2016年4月28日

もう一つ、私どもとして嬉しかったことがあります。厚生労働省の事業に申請することができました。「パソコン要約筆記に情報アクセシビリティの向上に関する研究」ですが、中をみると、私たちが検討会でやってきた内容とほとんど同じで、まさに私たちのためにあるような事業だったので、応募しました。応募の条件が、「法人格をもっている」ということでした。

申請の締め切りが4月28日。4月21日に東京都から特定非営利活動法人の認可がおりて、無事に申請することができました。急いで法人化した甲斐があったのでした。

結果は「不採択」

- 採択されるものと考え、準備を進める
- 7月末、厚労省より「不採択」の通知
- しかし、すでに昨年から行っている事業なので、このまま進めることにする。
- まず、要約筆記者を養成・認定し、派遣を行っている施設へ向けて、養成・認定・派遣についての実態調査を行う。
- また、利用者がパソコン要約筆記について、どのように受け止めているかについての調査を行った。
- 現在、新しい助成金の申請について検討中

しかし、結果は不採択でした。私どもとしては、採択されると考えて準備を進めていました。7月も終わろうとする頃「ダメだ」という通知がきました。だからと言って、我々が進めてきた事業をあきらめるのではなく、同じように進めていこう。助成がもらえるつもりで計画した調査なども同じように進めようと。今回、大場さんと曾根さんが発表する調査がそれです。現在、新しい助成金の申請を検討しているところで

**「手話通訳制度および
要約筆記事業のあり方」
パブリック・コメントを公募**

- 聴覚障害者制度改革推進中央本部が、
上記のテーマで「提言」を募集
(本部長 石野 富志三郎)
- 私どもが求めていることを、広く知ってもらう
ために
「要約筆記事業のあり方
- パソコン入力の場合 -」
についての提言を出した。

もう1つ、手話通訳制度及び要約筆記事業のあり方に対するパブリックコメントを募集していましたので、提言を提出しました。私どもの考え方をできるだけ広く知ってもらうことが大切なので…。

内容は4つあります。

**提言の内容
パソコン入力の場合**

1) 派遣のあり方の改善

要約だけではなく、話されたままに近い表示を求めている聴覚障害者も多く、そうした要望に沿った派遣をしてほしい

2) パソコン要約筆記の養成方法の再検討

現在のカリキュラムは、パソコンの場合も要約を前提とした一人入力が基本となっているが、話されたままに近い入力ができる連係入力を指導するカリキュラムが必要

3) パソコン要約筆記の認定試験の改善

現在の全国統一試験は、大幅な要約技術を見る試験となっており、話されたままに近い入力技術を見る試験となっていない。パソコン連係入力に特化した試験が必要

4) 「要約筆記」→「要約筆記・文字通訳」へ

「要約筆記」という言葉が、要約筆記者の仕事の内容を歪めている。「要約」が目的ではなく、文字での通訳が目的のはず

1つは、派遣のあり方を改善してほしい。これは要約を求める人には要約、全文を求める人には全文の文字通訳を派遣してもらえるように派遣のあり方を改善してほしい。

2番目は、現在、あちこちで全文に近い文字通訳を派遣したいと考えていても、思うように人が育たないという問題があります。これは、現在のカリキュラムが、どちらかという連係入力ではなく、一人入力を中心としたカリキュラムになっているということが、一つの原因になっている。連係入力に合ったカリキュラムを構築し、指導方法を確立することが大切という主張です。

3番目は、併せて認定試験を改善することを提言しました。今、要約筆記の仕事を担当することができるのは要約筆記者となっています。この「者」の資格をとるためにかなりの地区で採用されている全国統一試験と言われるものは、パソコンの場合は一人入力を中心になっています。大幅な要約ができないと受からない。パソコン連係入力に特化した試験が必要ではないかと考えて提言しました。

4番目。「パソコン要約筆記」という言葉がありますが、これが誤解を広げているのではないか。私どもは「パソコン文字通訳」という言葉を使っています。公的には「パソコン要約筆記」という言葉が使われてきました。ところが言葉が実態を歪めてしまう。要約しないなら要約筆記ではない、パソコンの場合でも要約することが必要だと強く主張される方もいらっしゃる。本来、私たちが求めているのは、いかに要約するかの技術ではなくて、聞こえない人に文字で伝えることなんです。そうした基本に立ち返ると、要約筆記という言葉は誤解を招く。長い間、要約筆記という言葉が使われてきたので、突然、廃止はできないでしょうから「要約筆記・文字通訳」と2つを併記してほしい。そのような要望をパブリックコメントとして出しました。

今日は、障害者差別解消法が中心に話し合われますが、私たちが全文に近い文字通訳を求めても派遣されないという状態は、求めている人に対して合理的配慮がなされていないということであり、差別解消法から見てもおかしいのではないか。こうした点を含めて、議論されることを期待しております。

以上

■パソコン要約筆記の担い手の養成・登録・派遣に関するアンケート調査 報告

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

大場美晴

■調査の趣旨

今後望まれるパソコン要約筆記の養成・派遣のあり方について検討することを目的に、全国の実態を明らかにするための実態調査を行いました。2015年8月、2015年12月に同様の調査を行いました。最新のデータに更新することと、問題点をさらに明確にすることを目的としました。

調査はすべての都道府県・政令指定都市で養成・派遣を担っている施設(行政窓口・情報提供施設等)を対象に行いました。

■ちなみに 2015 年の調査で明らかになったことは…

- 当事者が養成に参画することが大事だと言われるが、講師に難聴者がいるところは約3分の1(65%)。
- 養成カリキュラムの中で関係入力は「選択科目」に位置づけられているが、その「選択科目」を実施しているところは約半数(52.5%)。
- ところが現場での基本的な入力方法は3分の2(65%)が「関係入力」または「両方」。現場と養成のミスマッチが起きている。
- テキストは大多数(90%)が「厚生労働省カリキュラム準拠要約筆記者養成テキスト」を使用。
- 「者」として登録するための試験は全要研の「全国统一要約筆記者認定試験」を実施しているところが70%。しかしこの試験は、大幅な要約を見る内容になっており、リアルタイムでどう伝えたいかは見ない。
- 関係入力を実施しているところでは、試験対策のために補習を行っているところも多い。そのためか、関係入力を基本的な入力方法としているところは平均(44.4%)よりも合格率が高い(58.7%)。関係入力教えると歩留りが悪い、合格率が低いという説は誤りと言えそう。

■調査概要

【調査名】	パソコン要約筆記の担い手の養成・登録・派遣に関するアンケート調査
【調査対象】	パソコン要約筆記の養成・派遣を担う全国の都道府県・政令指定都市の行政窓口・情報提供施設等 67 件
【有効回答数】	34 件(回答率 51%)・33ヶ所※ ※県と市で養成と派遣を分担している県があるため回答は 34 件だが実際は 33ヶ所
【調査方法】	調査票をFAXまたはメールで送り、記入していただいた
【調査時期】	2016年8月9日～8月26日
【調査機関】	特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

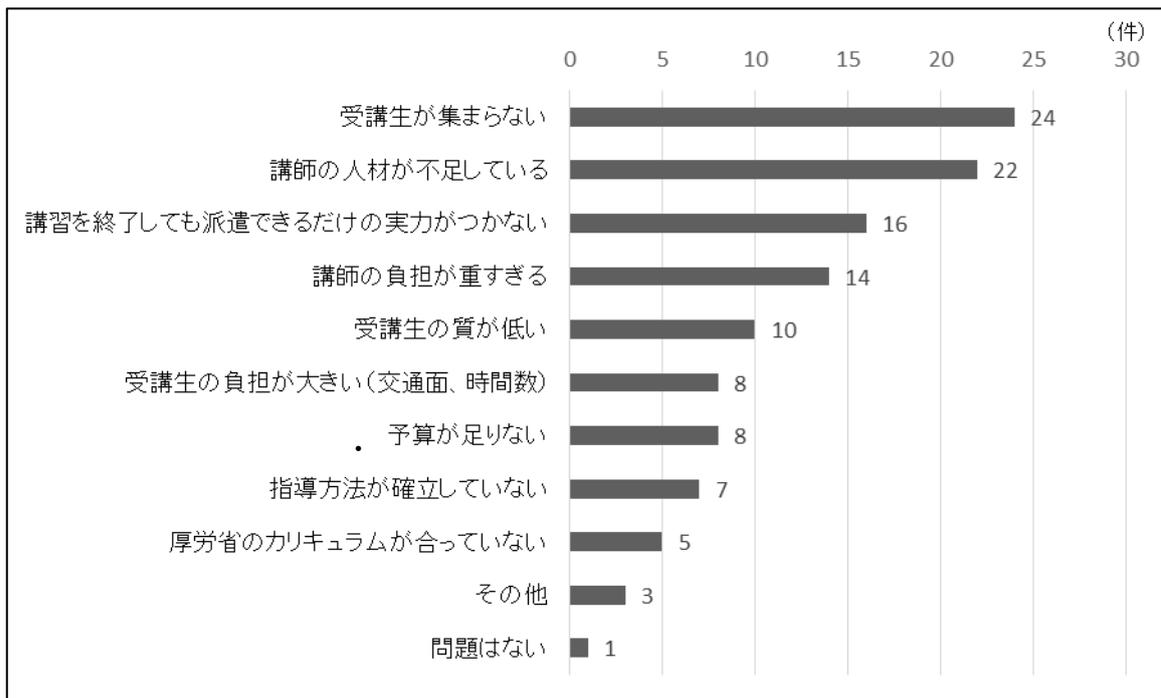
■2016 年調査の結果

結果の要約

- 養成の問題点…「受講生が集まらない」「講師の人材不足」など、受講生側・指導者側ともに問題あり。
- 登録試験の問題点…「統一試験は地域の実情に合わない」が、かといって「独自試験は大変」。
- 派遣の問題点…「派遣できるだけの実力がつかない」「者の不足で派遣要請に応えられない」が多数。

① 養成講習会を実施する上での問題点(複数回答)

最も多いのは「受講生が集まらない」(24件・73%)。次いで「講師の人材が不足」(22件・66%)。受講生に関する問題、指導側の問題、ともに多くの箇所で見られました。「問題はない」としたところは1件だけでした。



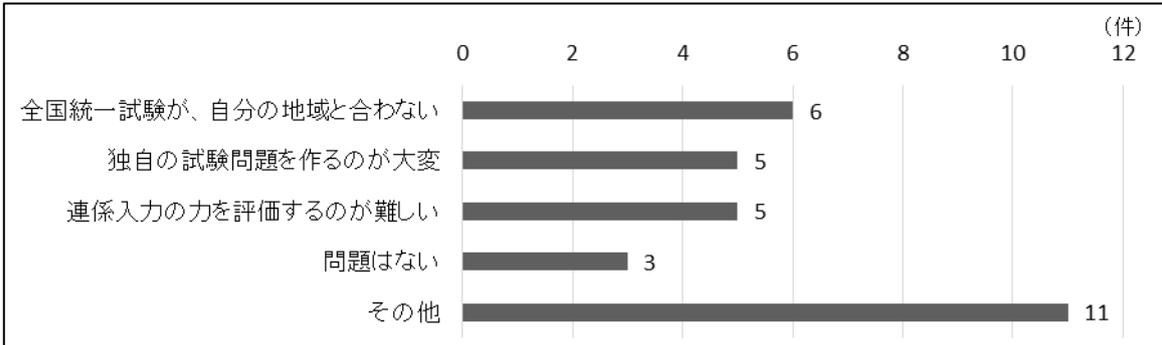
「その他」の意見

- ・聴覚障害者への支援に対する意識の低さ
- ・会場の確保、スタッフの負担が重い。
- ・**市でしか開くことが出来ないため、市外の利用者に対して派遣出来る人が育ちにくい。

②登録試験を実施している場合の問題点(複数回答)

「全国統一試験が自分の地域と合わない」としたところは 6 件(18%)。

「その他」とした意見も含めて統一試験が地域の実情に合わないという声が最も多く出されました。合格者が少ない、模範解答がないことなどの問題点も挙げられました。



「自分の地域と合わない」についての意見

- ・派遣現場では連係入力が主流
- ・連係入力がない
- ・地域と合わないのではないが、資格者となることで難聴者・中失者との接点のない人が多くなり、机上の理論で自分の利益追求に走る者が出ている。
- ・試験に連係入力は行っていない。
- ・県内の難聴者の求めているものと合わない。
- ・ノートテイク問題で不合格になるが、当地域でパソコンのノートテイクの需要がない。

「独自の試験問題を作るのが大変」についての意見

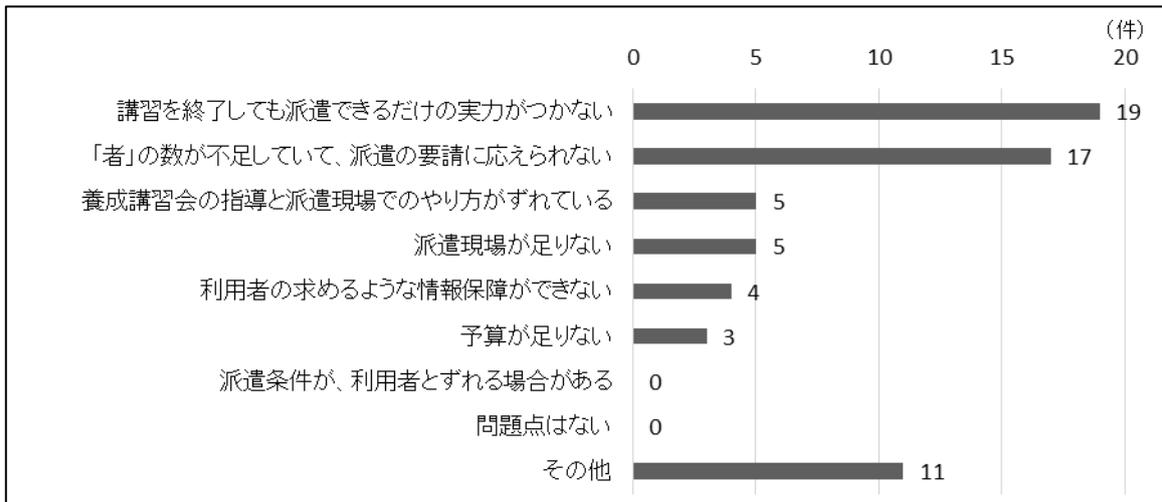
- ・問題づくり、採点
- ・講師の技量に差があり、考え方もまた共有化していない。
- ・独自の試験は出題範囲が固定してしまう。

「その他」の意見

- ・合格者が少ない(2 件)
- ・登録者人数の減少が懸念される。
- ・要約筆記奉仕員の受講者が増えない
- ・統一試験で模範解答がないこと
- ・試験の合格例・模範解答が出ないので、試験対策に無理がある
- ・全国統一(どこの地域でも同じ通訳)で対応できない地域特性を、どのように取り入れていけば良いのか。先輩の連係を見て目標にするのは良いのだが、文として成り立たない(自己満足)こともある。(基本は一人入力と言っているが…)
- ・派遣できるだけの実力がついていない
- ・試験は 1 人入力、現場は連係入力。
- ・筆記試験の合格者は、2 年くらいの免除期間を設けて欲しい。
- ・実技試験の審査に時間がかかる。

③派遣における問題点(複数回答)

84 時間も時間をかけているのに「講習を終了しても派遣できるだけの力が見つからない」(19 件・58%)。「者の不足で派遣要請に応えられない」(17 件・52%)など、養成から派遣に至るまで厳しい現状が見てとれます。



「その他の意見」

- 平日に依頼できる要約筆記者に限られている。登録しているが、実働できない要約筆記者がいる。
- 組織化が出来ていない為、年 4 回の研修以外は個人の任意になっている
- 利用申請の伸び悩み
- 派遣現場は年々増えているが、平日のため応じてくれる人が少ない(仕事を持っているため)／養成で学んだ資格者の意識が低い為、派遣に出づら。日本語文が出来ない、自己満足(文字を出すことに)／登録者間の意識の違い。
- 第 1 期生が登録したばかりで、ベテランが少ないため(リーダー、フォロー出来る者)
- 現場が少ない。
- 地域により、登録パソコン要約筆記者の数が不足している。地域により、派遣件数に格差がある。
- 若い世代の人材不足
- ベテランの要約筆記者は文節接続の連係入力をするので、新人と組み合わせるのが難しい(新人が育たない) 利用者からは 1 人入力で読みやすく要約してもらったほうが良いという人もいるが、文節で接続するための要約が難しい。利用者や状況に合わせて柔軟に対応してもらいたい。
- 読取り通訳との連携に課題がある。
- 単価が安い。

以上

■「文字通訳者の養成に関する検討会」経過報告

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

大場美晴

【趣旨】 中途失聴・難聴者が望む「全文に近い文字通訳」を提供できる入力者の育成を目指し、養成に関する問題解決を提供する。

多くの地域で連係入力での派遣が行われているにもかかわらず、カリキュラム、テキスト、登録試験などが一人入力を前提としているため、養成が難しい状況にある。このことは2015年8月に行った第1回全国調査などからも明らかになった。

そこで、先進的な取り組み事例を参考に、現行のテキストを補完する教材を検討し作成。さらにそれを使った講習会、指導方法を検討し提案する。

これにより、利用者が自分のニーズに合わせた文字通訳を選べる環境づくりに寄与する。

【名称】 「文字通訳者の養成に関する検討会」

【メンバー】 白澤麻弓(筑波技術大学・障害者高等教育研究支援センター准教授)

日根真理(大阪府登録要約筆記者)

上岡慶子(京都府登録要約筆記者)

小笠原恵美子(特定非営利法人 長野サマライズ・センター 事務局長)

里村徐子(神奈川県登録要約筆記者)

長田恵(栃木県登録要約筆記者)

大場美晴(全国文字通訳研究会)

【活動状況】 ・2015年7月のスタート以来、2016年8月までにSkype会議も含め15回の会合。

・メーリングリスト、Dropboxを活用して執筆を進め、主要な章については完成に近づいている。

・このテキストを使ったカリキュラムもあわせて検討中。

<編集方針>

- ・ 準拠テキストを補完するもの。サブテキスト的な位置づけ。
- ・ 実技の時間が少ない地域では、試験合格後、現場に出る前の補習で使えるもの。
- ・ 公の講習だけでなく草の根のグループにも使ってもらえるもの。
- ・ 指導者にとっても拠りどころになるもの。困ったときに使える指南書。
- ・ 目指すのは1人入力も連係入力も両方できる人の養成。(両方学んだ結果1人入力を選ぶことを否定しない)
- ・ 「こうでなくてはならない」ではなく、いろいろなやり方があることを提示する。

<発行形態>

- ・ 冊子だけにこだわらず章ごとの分冊(資料集のような)にするのもアリ。
- ・ 電子書籍化してダウンロードによる配布もアリ。

以上

パソコン要約筆記利用者意識調査 報告

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会
曾根 博

全国文字通訳研究会では2016年8月11日から17日にわたり、パソコン要約筆記の利用者を対象としたインターネットを利用したアンケートを実施しました。その後、インターネットを利用できないパソコン要約筆記の利用者に対し、FAXを利用したの同一内容のアンケートを8月16日から21日まで行いました。

■調査概要

【調査期間】 2016年8月11日～8月21日

【調査対象】 聴覚障害者

【調査方法】 ①インターネット調査。Googleフォームを使用しインターネットで回答を募った。全国文字通訳研究会のホームページ、会員メーリングリスト、聴覚障害者コンピュータ協会のメーリングリスト、SNSで呼びかけた他、聴覚障害者を対象としたいくつかの集会でGoogleフォームのアドレスをQRコードで印刷した依頼票を配布した。
②インターネット回答ができない人のために全国文字通訳研究会のメーリングリストに設問用紙を投稿。無記名でFAXによる回答を受け付けた。

【有効回答数】 有効回答数117人
うち聴覚障害者103人、健聴者14人
うち聴覚障害者でパソコン要約筆記利用者は98人

■結果の要約

- パソコン要約筆記では短く要約した入力も全文に近い入力もできることが、そのことを「知らない」人が12%。
- 利用者の51%が「いつでも全文に近いものが欲しい」と思っている。「ケースバイケース」は42%。
- 聴覚障害の程度が重い人ほど全文を求める傾向が強いようだ。
- 不利益を被ったことがある人は3割という無視できない数字。
- パソコン要約筆記の利用時に要約か全文か要求したことがある人は約3割。要求しても「要求が通らなかった」は約4割。要求しなかった人の多くは「そのような要求が可能だとは知らなかった」。

この報告書は、これらの結果をまとめたもので、8月27日に開催された、全国文字通訳研究会関東地区集会での発表を元に、大幅な加筆修正を行っています。

1.実施方法

インターネットを利用したアンケートは、Googleフォーム上でアンケートフォームを作成し、それへの回答を広く依頼する形で実施しました。

回答の依頼は、大別して、①全国文字通訳研究会メーリングリストを通じて会員に回答と知人などへの紹介を依頼。②全国文字通訳研究会ホームページ上に回答先のリンクを作成し呼びかけ。③理事を中心に各自でSNS、クチコミ等で回答を募集。④期間中に開催された聴覚障害者関連の集会でアンケートフォームのアドレス及びQRコードを記載したメモを配布、等の方法によりました。

FAXを利用したアンケートは、上記の依頼に対してインターネットの利用が困難であるとの連絡を下さった方に対し、回答用紙をFAXで送信し、記入したものをFAXで返送してもらう形で実施しました。

2.回答者プロフィール

2-1.回答方法別件数

合計117件の回答がありました。インターネットを利用した回答は107件、FAXでの回答は10件でした。これ以降、回答方法を区別せずに記述します。

2-2.有効回答数

回答者のうち、聴覚障害者からのものが103件、そのうちパソコン文字通訳を利用したことがあるとする回答が98件(95%)でした。これ以降、特記の無い限り、この98件についての記述になります。

2-3.性別

回答者の男女比は男性47、女性51でほぼ同数でした。

2-4.居住地

回答者の居住地は、東京と神奈川が各22件ずつで、以下回答の多かった順に、埼玉8件、千葉7件、大阪6件、鳥取5件、長野4件、京都・兵庫・山口が各3件、茨城・岐阜・佐賀が各2件、北海道・栃木・群馬・新潟・静岡・和歌山・岡山・熊本・沖縄が各1件でした。

2-4.聴覚障害の種別と年齢

回答者の聴覚障害の種別と年齢層は、次の通りでした。「難聴者」「中途失聴者」「ろう者」のカテゴリ分けは、回答者自身の選択に拠っています。

	難聴者	中途失聴者	ろう者	無回答	総計
20～29歳	1	1	1		3
30～39歳	2	1	4		7
40～49歳	7	1	7		15
50～59歳	10	7	2		19
60～69歳	12	11	3		26
70歳以上	14	13		1	28
合計	46	34	17	1	98

2-5.聴覚障害の程度

回答者の聴覚障害の程度については、自覚的な判断が可能な、右表の5つの「定義」から選んで頂きました。

この結果、軽度または中度に分類される回答者数がかなり少なく、聴覚障害の程度と回答との関連を分析するにあたって、相当程度の誤差が加わることになります。

	人数	定義
軽度	8	良好な環境では、補聴器などを利用しなくても音声でのコミュニケーションが可能
中度	4	たいていの場合、補聴器などを利用すれば音声でのコミュニケーションが可能
高度	36	良好な環境で補聴器などを利用すれば音声でのコミュニケーションが可能
重度	33	音は認識できるが、補聴器などを利用しても音声でのコミュニケーションは困難
全ろう	17	補聴器などを利用しても音は全く聞こえない
合計	98	

2-5.手話の使用

手話の使用については「使っている」65件、「使っていない」26件、「手話を知らない」6件、その他・無回答1件でした。

使用している手話について、どのような手話で通訳を受けたいかとの問いに対して「日本語対応手話(日本語の口形と同時に表現される手話)」40件、「中途失聴・難聴者向け手話講習会等で教わった通りの手話」9件、「日本手話(ろう者が利用する手話)」7件、「特に気にしない」9件、その他・無回答33件でした。

3.集計結果

3-1.利用場面

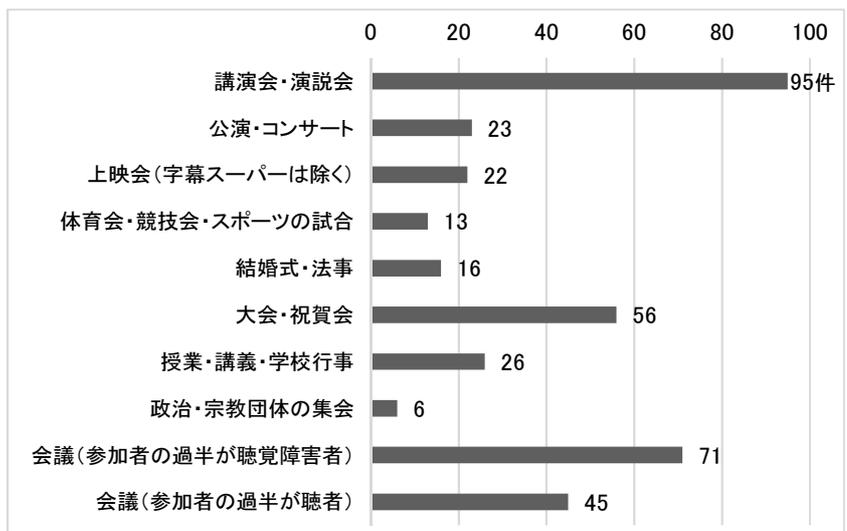
Q.どのような場面でパソコン要約筆記を利用したことがありますか？

どのような場面でパソコン要約筆記を利用したか複数選択での回答を求めたところ、講演会・演説会と会議が多数を占めました。

選択肢中「講演会・演説会」は95件と回答者の大半が選択。「会議」二種の少なくともいずれか一つを選択した方は、80人でした。

選択肢以外の利用場面としては、「例会」「役員会」「美術館でのギャラリートーク等」「図書館団体の集会」「診察」「トークイベント」「お通夜・葬儀」「病院受診」「商品体験説明会」「天体

観測」「公共施設等でのDVD視聴」「県議会での傍聴」「手話読話の勉強」「役員会(サークル)」が挙げられました。これらは集計には含めていません(「トークイベント」を「公演・コンサート」に含めてはけません)。



主に講演会と会議で利用

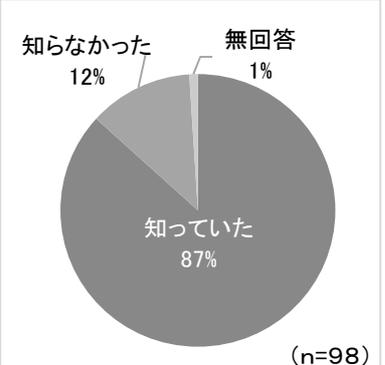
3-2.要約・全文の認知

Q.パソコン要約筆記は短く要約することもできますし、全文に近い要約筆記もできますが、そのことを知っていましたか？

パソコン要約筆記について、要約した文章を提示することも、全文に近い形で提示も可能なことを知っているか尋ねたところ、「知っていた」が85件、「知らなかった」12件、無回答が1件でした。

パソコン要約筆記が、要約を重視する形で実施されることも、全文に近い形で実施されることもある点は、相当に認知されていると言えそうです。

一方、「知らなかった」の12件についても、決して少数とは言えません。パソコン要約筆記を利用する上で、選択肢の存在を知らないことは、利用者本人に合った情報保障を利用できないことと同義です。引き続き、周知が必要だと言えましょう。



知らなかった人が、いまだに12%

3-3.要約・全文の希求

Q.あなたはパソコン要約筆記でどの程度要約したものが欲しいですか？

要約を重視する形で実施されるパソコン要約筆記を希求するか、全文に近いものを求めるかに対する回答は、「いつでも全文に近いものが欲しい」50件、「ケースバイケース」42件、「いつでも短くまとめたものが欲しい」5件、無回答が1件でした。

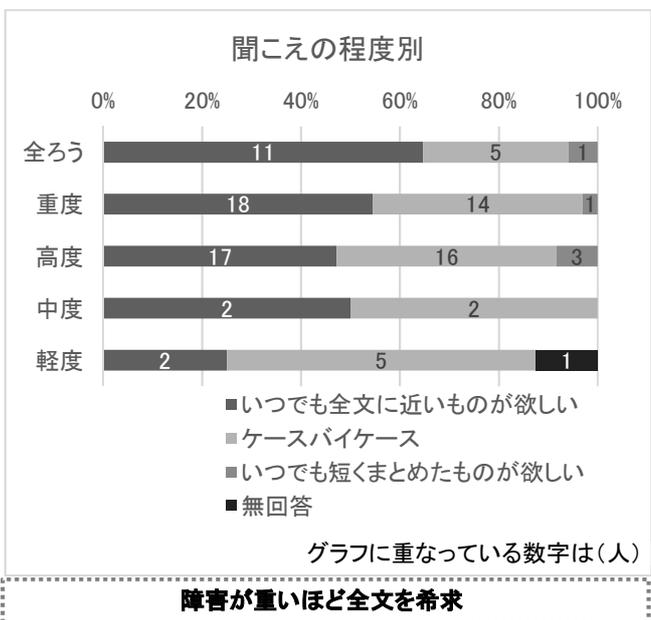
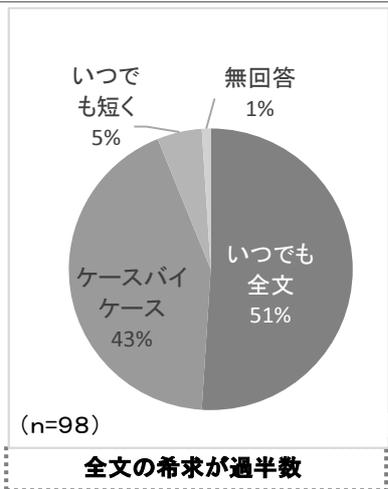
回答者の半数以上が常に全文に近い形を求めている上、ケースバイケースとの回答も状況によっては全文に近い形が求められることを意味しますので、全文に近い通訳の必要性は高いと言えます。「いつでも全文に近いものが欲しい」と「ケースバイケース」を合計すると、実に94%になります。

一方、ケースバイケースとの回答が4割強と、要約を重視したものを求める場面が相当あることが示され、少数ながら常に要約を重視したものだけを求める回答もあります。

これらの傾向から、全文に近い形と要約を重視したものの双方を必要に応じて選択可能であれば、より多くの利用者のニーズを満たせると考えられます。

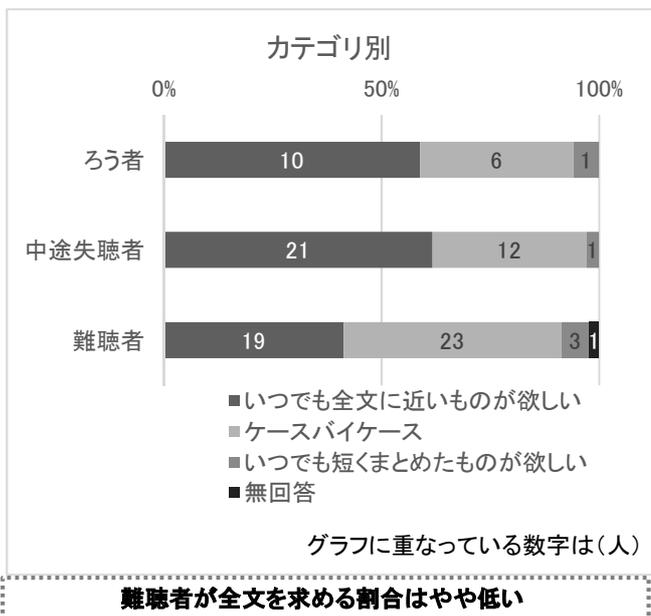
これを聴覚障害の程度別に集計すると、軽度および中度の回答者が少ないため確実ではありませんが、おおむね障害の程度が重いほど全文に近いものを求める傾向が読み取れます。

すなわち、文字による情報保障の必要性が高い人ほど、全文に近いものを求めていると言えそうです。



回答者自身が、ろう者、中途失聴者、難聴者のいずれのカテゴリに相当するか選んでもらった結果との対照では、ろう者と中途失聴者とがほぼ同様の傾向を示し、難聴者は全文に近いものを求める割合が相対的に低い結果となりました。

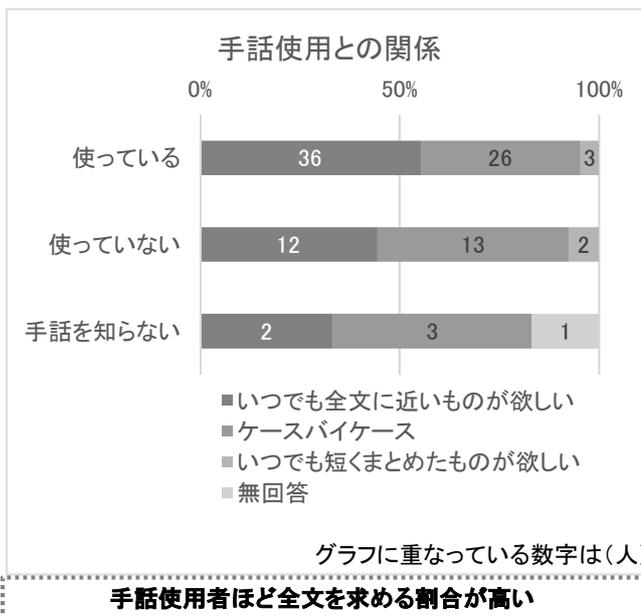
従来、一部ろう者の日本語を読む力と関連付けて、要約によって平易なものを提供することの必要性が言われていましたが、これを否定する結果となっています。ただし、このアンケートは日本語で行われており、自身をろう者とした回答者も日本語を十分に使いこなせていると考えられることは、考慮する必要があります。



手話の使用との関係では、手話使用者ほど全文に近いものを求めているという結果になりました。

手話を習得し日常的に使用することに必要な労力は、音声のみの場合と比較して相対的に高いと考えられます。この結果は、それでも手話を覚えて使いたいとする、コミュニケーションに対してより積極的な層ほど、全文に近い形を求めていると言えます。

ただし、聴覚障害の程度と手話の使用の間にも相関が予想されますが、今回のアンケートでは、これを含めた分析にはサンプル数が不足しています。この点は、今後の課題となります。



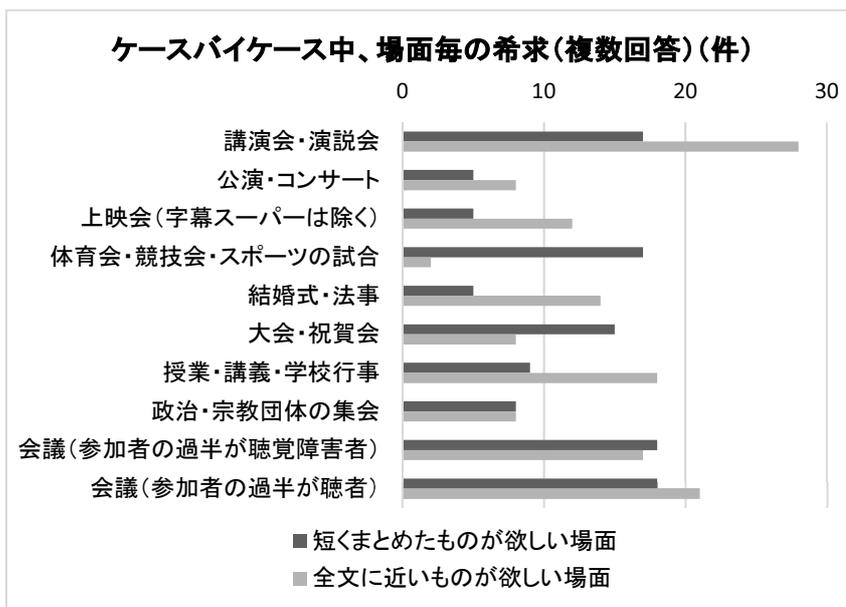
3-4.場面による要約・全文の希求(ケースバイケースに対して)

Q.短くまとめたものが欲しいのは次のうちどれでしょうか？

Q.全文に近いものが欲しいのは次のうちどれでしょうか？

前項の問いに「ケースバイケース」と回答された42名の方に、「短くまとめたものが欲しい場面」「全文に近いものが欲しい場面」を複数選択して頂いた結果は、右の通りでした。

短くまとめたものが希求される場面としては「体育会・競技会・スポーツの試合」「大会・祝賀会」が挙げられ、全文が求められる場面としては「講演会・演説会」「結婚式・法事」「授業・講義・学校行事」などが目立ちます。「会議」「集会」など、どちらとも言い難い結果が出たものもあります。

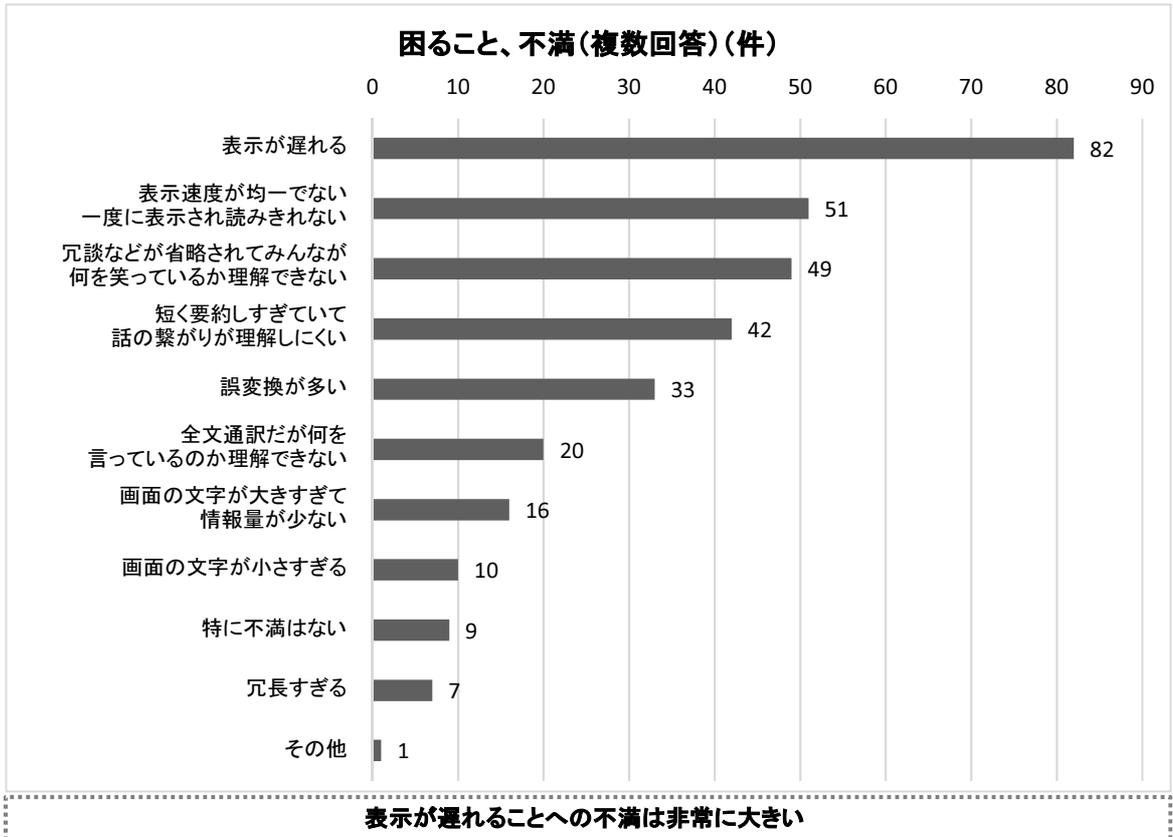


多少の失礼を承知の上で大胆に考察するなら、その場面で音声が重要であるほど全文に近いものが求められているようにも見受けられます。例えば、「体育会・競技会・スポーツの試合」であれば、競技そのものへの注目度が高く、会場のアナウンスは内容さえ伝われば充分、「講演会・演説会」では講師の話を出来るだけ細かく正確に理解したい、「会議」や「集会」では自発的・積極的に参加しているか義務的に仕方なく顔を出しているかによって異なる、といった解釈です。

3-5.困ること、不満に思うこと

Q.パソコン要約筆記を利用したときに、困ること、不満に思うことは何ですか？

パソコン要約筆記を利用して、困ることや不満に思うことを複数選択で尋ねた結果は、次のようになりました。



このうち「表示が遅れる」「表示速度が均一でない。一度に表示され読みきれない」は、字幕が表示される速度に対する不満と言えます。両者の少なくとも一方を選んだ方は87名(89%)で、大きな割合を占めました。

一方、「冗談などが省略されてみんなが何を笑っているか理解できない」「短く要約しすぎていて話の繋がりが理解しにくい」は、過度に要約することに対する不満で、両者の少なくとも一方を選んだ方は56名(57%)でした。これに対し、「全文通訳だが何を言っているのか理解できない」「冗長すぎる」の少なくとも一方を選んだ方は22名(22%)で、全文に近いものに対する不満は相対的に小さいと言えましょう。この4つの選択肢の少なくとも一つを選んだ方は65名(66%)でした。内容に対する不満は、速度に対する不満よりやや少なくなりました。

これらに対し「画面の文字が大きすぎて情報量が少ない」「画面の文字が小さすぎる」という、文字の大きさや同時表示文字数に対しては、両者のいずれかを選んだ方が22名(22%)と少数にとどまりました。

表示の遅れや、一度にまとめて表示されることへの不満はしばしば指摘されてきましたが、ここまで大きな数字が出るとは思いませんでした。音声を聞き、入力し、漢字変換し、表示するまでの時間をゼロにすることは不可能ですから、一定の表示の遅れはやむを得ません。高度な要約を行う場合には、かなり長い音声を聞いてから入力を始めますので、遅れは更に大きくなります。速度への不満は大きな課題ですが、これを解消するのはなかなか難しいのかもしれない。

短くまとめたものに対する不満は、全文に近いものに対する不満のおよそ2.5倍です。この数字に沿うなら、全文に近いものを提供した方が、利用者に比較的不満を感じさせにくいと言えましょう。

文字の大きさについての不満は少数にとどまりましたが、これは、提供者側が利用者に確認を取る場面も多く、また両者で同じ画面を見て評価することが可能なので、見やすさを共有しやすいことが理由でしょう。

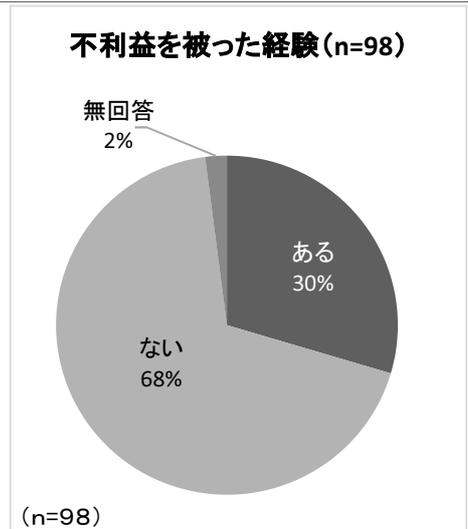
3-6.利用者から見た不利益

Q.不愉快になったり悪影響を受けたりなどしたこと(不利益を被ったこと)はありますか？

障害者差別解消法の観点から、パソコン要約筆記を利用していながらなんらかの不利益を被ったと感じたことの有無を伺いました。

結果は、3割が「不利益を被ったことがある」と回答しています。情報保障を受けていながら、なお不利益を被ったと感じる層がこれだけいるというのは、無視できない数字です。

「ある」との回答に対して、具体的な状況を自由に記述して頂いたところ、以下の回答が集まりました。これらは、誤字なども含めてそのまま掲載しています。



- 入力が遅い場合。極端に短く要約しており、話者の言いたいことが十分伝わっていない。内容が話者の内容と異なっている。利用者への意識というよりか、自らをパソコン通訳と名乗って、自己満足しており、それが職業意識と解している入力者が増えている。すなわち難聴者のためというより、要約筆記者自身のためとなっている。手書きではある程度理解できるが、パソコンでもっと入力できるのに、手書きでの要約意識をそのまま継続している。
- 表示が遅れ、読み切れなかった。
- 自分の発言が誤って書かれた(既に次の人が話していたため、訂正できず)。
- 省略された部分に自分のことがあった。ある意味で差別されたと思う。
- 例えば、支援の実施地域等、すべて記載せず、大体のところを記載して、後は省略してしまうので、自分の住む地域が実施していることが理解できない。など、
- 話者が言っていない言葉をスクリーンに出され、話者がその言葉について質問されて困っていたこと。
- 会議などで自分が話した通りではなく要約されすぎて、こんな事言ってないのにと、がっかり。話す気持ちが失せました。
- 手話通訳を頼んだ場合はパソコン通訳手配ができないと言われたことがよくある。
- 予定の日付を間違えていた。
- 学会のシンポジウムで発言の機会を与えられたが、タイムラグがあるために、順番が回ってきても他の発言内容を把握するまでの変な間や、発言のタイミングがつかみにくい。
学会の研究発表で、「原稿を読み上げる」との表示のみ。スライドで丁寧に説明をしているのに「原稿を読み上げる」のまま。6人もPC要約筆記がいるのに…。
- 情報量が少なく、周りの人と比べ、空気をつかむタイミングが遅い
- 会議のテンポについていけない
- 要約筆記者の倫理に関わる面で不愉快な思いをしたことあり。いつこの講演会に来ていたことを周囲に漏らしていたこと。また、話のつながりがわかりにくく、学業仕事面で少々大変な思いをしたことがある。
- 時間で人が交代したので、話が途中で解らなくなったことがある。
- 話を要約しすぎて、話し手が使っていないような言葉が出てくる。
- 県知事の行政報告会の時、大型TVみたいな画面に表示していたが、後ろに座っていた参加者が「何、これ？字が見えない」とか言っていて、県知事が何度も「前へ来たらいいんですよ」と言ったり、前の方に席を作ろうとしていたにも関わらず、結局その人は前へ行かなかった。
本当に聞こえない人なら、前の方へ座るはずなので、本当に聞こえない人だったとは思えない。つまり、一部の理解が無い健聴者がそうやって難癖を付けていたと思われる。
また、多くの健聴者は情報保障に理解が無い税金の無駄だと考えているようだ。文字入力を議事録化することと組み合わせたら、聞こえない人だけではなく健聴者らのためにもなるコスト減にもなると思いますが。
また、付けてくれた関係者(特にグループや団体)の中には、その手間が面倒臭かったとか費用負担それでも情報保障を付け

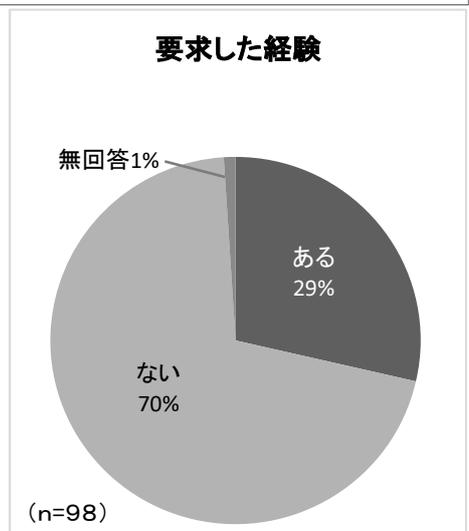
ることの意義を理解出来ないのかで返事しなくなったり、リアルや Facebook などでの付き合いを避けたり(私のコメントを削除したり、グループから削除された)、その後の同様のイベントでの要望に対しても無視するようになったようだ。

- 会場内のみと言われたが、どこにでも伝わるシステムになっていたので会場に行く必要がなかった。
- 講演で話す立場でしたが、会場の質問で重要と思う部分を省かれていました(健聴の知人に聞きました)。その部分を知っていれば、質問への回答は違うものになっていました。それ以来要約筆記は信頼していません。
- 個人的な集まりの時、スクリーンに表示されるのが遅くて受け答えが出来なかった。
- 要約筆者との会議で、要約筆者自身が発話したのを「これは書かなくていい」と通訳者に向かって言われた。とても差別を感じた。要約筆者指導者養成研修の中で、特に模擬講義やモデル講義が全文ではなく要約された情報保障であるのが、数年経った現在でも理解できない。あまりにも要約しすぎて、学びの場であるはずが学びにならない。事前原稿前ロールを活用するなり、難聴の受講生には講義原稿を配布するなどの配慮があっても良いのではと思う。
- ごっそりと内容がもれ、意味がわからなくなった。一度にたくさん出され、読みきれないうちに消えてしまった。
- 回答するのは難しい。情報の格差を感じる。
- 表示されたものが、話し手の言葉と比べて少なすぎて、明らかに聴こえる人よりも情報量が少ないと感じたとき。講演が終わったあとで、健聴者からこんな話があったと聞いて、自分が聞いていないことだったりした場合。会議で、話がかみ合わなくなったりした場合。
- ニュアンスが違う表現になっている。話してもいないことが書いてある。発言内容が難しくよく分からない(聞こえた通りにかなで書けば足るのに)。

3-7.利用者による選択・要求

Q.利用するときに、短く要約するか、全文に近いものとするか、どちらかを要求したことがありますか？

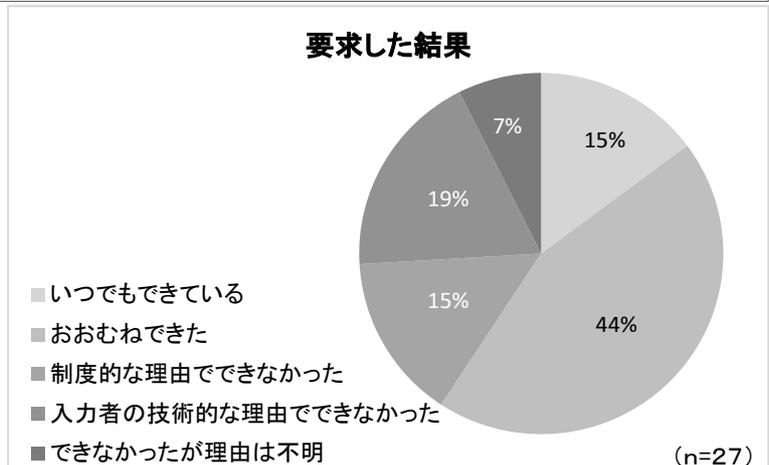
パソコン要約筆記を利用するときに、短く要約する形を望むか、全文に近い形にしてほしいか、要求した経験の有無を尋ねた結果は、右図のようになりました。「要求したことがある」は3割弱でした。3-2において、「要約することも全文に近い入力も可能なことを知っている」が87%でしたので、「知っているが要求したことがない」が三分の二になります。



Q.要求した通りにパソコン要約筆記を受けることができましたか？

上の問いで「要求したことがある」と回答した27人にその結果を尋ねたところ、肯定的な結果が6割弱、否定的な結果が4割強でした。

本来、情報保障は、自分に合った形で受けられるのが理想ですから、4割強で要求通りにならなかったという結果は、問題を孕むものと言えます。



Q.要求しなかった理由を教えてください

短く要約する形とするか全文に近い形にしてほしいか要求した経験が無い、とした方69名に要求しなかった理由を尋ねた結果を右の表にまとめました。行頭に★を入れたものはあらかじめ選択肢として提示したもので、残りは「その他」を選択した上で自由に記述して頂いています。

結果は、「そのような要求が可能だとは知らなかった」が最も多く、周知の不足から、結果として自身の望む情報保障を受けることができていないものと考えられます。

★そのような要求が可能だとは知らなかった	40
★制度的に要求できないと言われた	4
★入力者の技術が不足してできないと言われた	1
殆どの通訳者と知り合い、私の事情を知っている	3
「要約」なので、もっと簡単にできるとは知らなかった、思わなかった	1
2種類あるとは知らなかった	1
いつもの、要約率で問題ないから	1
いつも要約文になっている。下手の時もあるが。	1
ケースバイケースなので、臨機応変に対処できるなら特に要求はない。	1
とくに必要性を感じなかった	1
どちらでもよかったから	1
パソコンでもわかればということはありません。	1
簡単にできるものと思っていなかった。	1
厚生労働省の養成カリキュラムが要約筆記となっている	1
常に要約にこだわらず、できる限り多くの情報を打っていただいていると思っている。	1
短文だけでも理解できる	1
注文をつけるのは厚かましいから	1
東京では、そうした要求をしても、無理だとわかっているの…。	1
特に必要を感じなかった	1
特に不満無いから	1
特に文字数が少なすぎると感じたことがない。どの程度省略されているかわからない。	1
入力者の技術がどれくらい知らなかった	1
派遣で来て頂くグループはどういう予約するかは決まっているので、注文は出さない。	1
要約筆者にお任せです	1
養成講座マニュアルに無いので。	1

3-8.利用者からの意見

Q.パソコン要約筆記について、何かご意見などがあれば、なんでもご記入下さい。

最後に、パソコン要約筆記についての意見を自由記述して頂きました。多数かつ多様な意見が寄せられ、利用者からの「ヒトコト言いたい！」がこの質問への回答に集中した感があります。

この項は、集計対象者に限らず、回答者の「聴覚障害者でパソコン要約筆記の利用経験あり」「聴覚障害者でパソコン要約筆記の利用経験なし」「聴者の意見」に分け、回答順に記載します。これらは、誤字なども含めてそのまま掲載しています。

■聴覚障害者でパソコン要約筆記を利用したことがある人の意見

- 上記した通り。パソコン入力に、手書きでの要約意識(自分ではそれが通訳だと勝手に解釈している)を「絶対に」持ち込まないこと。
- 将来的には音声認識との関係も視野に入れ、情報提供を100%にして欲しい。無理が有るかも？
- 情報がより早く、情報量がより多く、前文に近い(PC文字通訳の)情報を求める立場である中途失聴者・難聴者(利用者)へのご対応・ご支援する専門性の高い担い手であるPC要約筆者(PC文字通訳の方)のご活躍を期待しています。
- 特にない。
- 日頃の活動ができるのもパソコン要約筆記があるかからこそと、感謝しております。
- 全国統一要約筆者認定試験の合格者に担当して欲しい。技術力のない人に通訳して欲しくない。
- パソコン通訳は手書きに比べ情報量スピードが早いのでとても助かります。でも間違えて入力したときの訂正の仕方、タイミング、理解に苦しむ時も有ります

- 手書きに比べ圧倒的に情報量が多く、読みやすいので、大変ありがたく思っています。同時性を保つためにやむをえない場面もあるでしょうが、省略して良いか、どこが大事と思うかは、利用者ごとに異なります。可能な限り要約しないで書いていただきたいです。重要でないと思われる前置きや言い回しから、話者の人となりがわかります。できるだけ忠実に書いていただきたいです。
- やはり手書の要約筆記とは別物と思う。今は要約でなく全文に近いものがよいと思っているが、文字だけを注視していると、少々疲れるので、文字の見せ方(段落の区切り等)の工夫があるとよい。一度に3、4行出てくる場合とか、逆に抜け落ちる場合もあるので、これには閉口する。話に追いつくことも大事かと思う。
- ある講演では、相手の話が早くて要領を得ない場合、会場の難聴者の了解を得て、相手の話の要点をつかみ、違う言葉に置き換えて入力していた。休憩時間中に、あまりに脈絡もない内容に頭の痛みを訴えたという。特に、磁気ループが有効だったり音声が開聞できる難聴者には、講義の内容をそのまま聞いてかつ、パソコン要約筆記も確認するといった疲労も大きい。話をそのまま追いつかず、中途半端な情報保障になっていたと思う。その点で、要約も大事だと私は考えている。
- 難聴者にとっては本当に有難い存在です。早く、正しく、読みやすくの三原則を希望するのみです。
- パソコン要約筆記について、難聴者のニーズというものが難聴者自身で共通化されていないことが問題。標準的なニーズを明確にすることが必要。
- 従来の 4:3 投影に固執せず、16:9 の「縦長」投影(もしくは表示)で、画面一杯になったら上から数行ずつ消してまた新しい行を出す方法も考えてみてください。
- もっとパソコン要約筆記者の仕事の認知度を広めて欲しい。
- 要約筆記技術のスキルアップのための研修が制度化できると良いと思います。(もしかしたらすでにあるのかもしれませんが)
- なるべく前文に近い文字表記を望む。ログがほしい。情報が耳から入るから記録できる。目から入ると記録が間に合わない。
- 要約筆記者のレベルを一定にして欲しい。あの時は良かった、この日は悪かったなどがないように。
- 人工内耳を装着していますので、ほぼ、マイクを通した声も耳に入りますので、目の前の要約筆記では、耳に入る言葉と、違う文章が表示されていて、理解に苦しむことがあります。
- また、ようやくしすぎて、内容が理解できないこともあります。パソコン要約ひいき者が手を休めているのを見ると、もっと、入力して欲しいと思います。
- 異動を要する場面など、手書き要約筆記と使い分けをしているが、情報量が本当はいつでもパソコンを利用したい。パソコンもどんな場面でも使いがたがよくなるよう工夫、研究を進めてほしい。
- 手書きより分かりやすいが、速さでは、少し遅れますね。
- パソコン要約は個人で頼み難い、最近医療フォーラムとかいろいろ講演が増えたけど、主催者側で自主的にパソコン要約をつけるよう、貴団体から周知啓蒙を行ってもらえたら嬉しいです。聾協とかに所属していないので、個人では活動出来ない。又、講演とかを手話で理解するのは非常に難しい、手話は会話向き、パソコン要約の普及を切に希望しています。よろしくお願いします。
- 話のスピードに追いつかず、飛ばして筆記することがよくある。
- 話の内容が詳しく分かるように書いてください
- 短くまとめた文でいいので、ゆっくり流れていくようなスピードで表示をお願いします。
- 年齢と共に、読む力が落ちていて実感している。若い頃は全文入力を要求していたが、現在は読み切れないときもある。全ての人にとって「よい」パソコン通訳は、難しいのでは…とも思うようになってきた。
- 公的派遣は、全要研の流れによって養成されているので、当然“全要研的”な要約になると思う。それに“竿”さしても詮無いこと。なぜなら、派遣で来る要約筆記者の一存で、全文入力、要約入力の何れかに決める権限は持っていない。また、参会者である難聴者自身が、難聴の度合いによって全文入力、要約入力に分かれて、一律に“全文”あるいは“要約”と決めることはできない。個人的には全文を希望するが、と言って全文を読んでいるわけではない。ある程度聞かえるので、聞かえなかった時だけ、要約を見る。だから、全文なら話の流れを読み取れるが、要約されると話の流れが分からなくなってしまう。
- 将来的には音声認識との連携も視野に入れ、情報提供を 100%にして欲しい。
- 話し手の通りに、出してください。言葉を間違えても、直さずそのまま出して。
- 交通事故に出会ったら、手話通訳、パソコン通訳派遣するのに時間が掛かりがち。リアルタイムに通訳できる体制が欲しい。遠隔通訳などの導入。老体の人でも足労なしにというサービスが欲しいね。あるいは話の分かる人分からない人などがいるから優しい文章にするか、ありのままの文章にするかなどの選択肢が欲しいですね

- 健聴者から見ても意味不明だと言われた。この要約筆記を見て理解できるのかと言われ、苦笑いしたことがある。
- とにかくタイムラグと誤変換を無くしてほしい
- 「要約筆記」という言い方がまずくなってほしいと思います。全文通訳を！
- 一定の流れで文字がスクロールされることを望みたい。
- 要約筆記＝短くするものと受ける最初に念押しをされた。東京などでは前文に近いものが表示されるのに地域に差があるのは残念に思う。
- パソコンは情報が多いのでいいと思う。ただ文字数が多いと読むのに疲れる、追いつかない場合もあるのでケースバイケース
- 手話読み取り通訳者の読み取った音声のパソコン通訳について、何か戸惑った経験はないでしょうか？
- 手話通訳を見ているが、日本語の文章を知りたい時にスクリーンを見る。できるだけ聞こえた言葉はそのまま忠実に出していただけるとありがたい。
- 対象者によって、要約筆記か文字通訳か選択できる権利を保障していただきたい
- 連係入力 of 指導方法の確立
- パソコン要約筆記を担う人々の意識や技術が低く、こちらが妥協している状況がある。だが、養成のあり方や要約筆記者を取り巻く社会的地位の向上などの課題もあり、要約筆記者のみに責任を押し付けるのはお門違いであることは認識している。今後は課題はあるにせよ音声認識をベースとした情報保障がなされるべきであると考えているが、その際、従来の要約筆記者派遣制度や養成講座をどう考えるかについても目を向ける必要。
- どこに頼めばいいのかがわかりにくい。居住地でなくても気軽に依頼できるようにしてほしい。(病気に関する講演に参加したいのに、近くではなく関東から関西まで行かなければいけない場合などがあるので)
- 話し手の言葉を大切に、そのまま出して欲しい
- 難聴者・中途失聴者・ろう者の選択で、一応、ろう者と選択しましたが、聴力や育った環境・考え方・主なコミュニケーション手段など程度の違いはあれど、皆、聞こえないだけです。にもかかわらず、そういう違いなどで仲間だとか排除しているので、なんかアホらしいですね。聞こえないだけという考えで、健聴者中心社会にあえて参加していった方が余程いい。難聴者や中途失聴者の方が比較的パソコン文字入力やノートテイクを含む要約筆記派が多いですが、相当の年配者でも手話を覚えて使っている人も増えているように思います。なんか健聴者みたいな生活をしたとか聴力や考え方・コミュニケーション手段などでろう者とは別だ・手話はあまり使いたくないといった変なプライドなどもあり、仲が悪いようですが。要約筆記(ノートテイクなど)、座る位置にもよりますが、書いている手で書いた字が隠れて(一時・しばらく)読めなかったり、会場が暗い場合(写真や映像を上映する時など)は読みにくいというデメリットがあります。ろう者の多くは情報保障・通訳といえば手話通訳だとかろう文化だなどと主張しているが、手話通訳はろう者だけであることや議事録化にもならないので、手話通訳者や手話サークルに通っている一部の健聴者からはろうや手話に対する理解を得れても、はるかに多くの健聴者の理解を得られない・議会などでの情報保障(パソコン文字入力)が進まない一因になっていると思われる。また、一部のろう者の中にはいちいち「今、何と言った？誰？どういう意味？」などと聞いている人がおり(それ位、後で聞いたり、自分で調べるなりしろよな・・・)、その度に手話通訳者は通訳し直さなければならなくなり(しかも、何度もわかりやすく通訳しようとする)、その分、本来なら聞けたであろう別の話(通訳)が聞けなくなる。手話通訳者は通訳者によって表現方法が違い、手話がわかりにくかったり、ちょっとでもよそ見したりしたら、その時に通訳していた話がわからないとか、発言者の話を全て通訳し切れていない・伝言ゲームのように本来の発言内容から大きくかけ離れてしまっている(充実に通訳出来ていない・下手すると、発言者が話した話とは違った話として伝わってしまう・ろう者がそう受け止めてしまう恐れがある)といったデメリットもあります。手話通訳のメリットは展示説明や野外でのワークショップなどの場合、どこでも通訳出来ることですが、他の参加者そっちのけで手話通訳者と話している形になってしまうという問題がありました。特に舞台での手話通訳の場合ですが、手話通訳者が交代する時に舞台を行き来しているのがなんか見苦しい。(手話通訳者が発言者の横(1～2m 位横に)に立って、交代の手話通訳者はその後ろに座って、交代して立ち上がって通訳するようにすれば、ちょっとマシになると思います。)ろう者も手話通訳者も友達感覚で喋っているような印象があり、手話通訳者がプロとして仕事していない。手話通訳者なら、聞こえない人のことを理解しているので、聞こえない人の立場に立って通訳したり色々サポートしてくれてもいいのに・・・と思います。さらに、ろう者の中には手話通訳しているのに、他のろう者とお喋りしていたり居眠りしている人が多い。そんな状況や関係が嫌い・付き合いなどが面倒臭いし、自分の好きなことや興味あることに取り組んだり行動したり時には家でゆっくりしたり近くのお店へ行ったり散歩したりして済ませる方がいいとかで、あえてどっちにも属しないという聞こえない人達もいます。
- 技術をもがいて正確に素早く文字にしてください

- 主語省略したまま話の内容が変わると理解不能になる。パソコン要約を覚える前に、ノートテイクの要約を学んでいた方が良いのでは？と感じる事が有る。
- その場にいる聴覚障害者に寄り添って頂きたいです。
- 遅い(スライドを指し示しているときなど、文があがってきたときには別の話題になっている)・情報量が少ない・脈略が不明になる・雑談のようなちょっとしたお話が省略される・専門的な話のときに通訳者の要約を信頼できない(実際、意味が不明なときがある)といった問題点があると思います。要約筆記を見ていると、ストレスも生じてきます。音声認識の普及により、多くの難聴者が、要約筆記では満足できないことに気付き始めたと思います。
- 二年前から要望しているが、県派遣ではタブレット等への表示について制限している。他県の状況を知りたい。
- いろいろあるがここでは書かない。
- 私の年齢では、全文入力を読んで、理解するのは難しい。ある程度要約されたものを望む
- 文字の上りが遅く、意図を掴むのに、苦勞する。
- UDトークとコラボできないかな？
- ①全文入力と②要約入力は「文字通訳」をする内容によって決めたほうがよい。構造言語学の用語を使えば、シニフィエ(記号内容、所記)によって①にするか、②にするかを決めたほうがよい。(例)司法(裁判)、大学の講義などには①が要請される。そうでない場合、②でも差し支えないケースもある。
- 聴こえない人の「知る権利」を守るには、要約だけではなく、全文に近い文字通訳が必要なことを訴えたい
- 講演会や会議の時に、パソコン要約筆記があると、内容を理解しやすいので、とても助かります。
- ただ、見かけるのは、いつも多人数の時で、少人数の時は見たことはありません。
- やはり、人件費や機材の設置を、考えると、気軽に利用はしづらいのかな…と思います。
- でも昔に比べると、認識度が高くなりつつあり、今後もっと利用者や要約者が増えてくれることを願っています。
- 日本語は、非常に難しい言葉なので、要約の仕方も学んで頂きたい
- ログには基本的に口述者に権利がある筈。情提(行政)がログを提供するしないを決めるのは著しく公正を欠いている。全要研の規定が諸悪の根源であろう。全要研のウェブ掲載論文の中には「要約筆記者は難聴者の権利に敏感であるべし」としているにも拘わらず口述者の権利を侵害しているのは明らかな自己矛盾である。筆記通訳はもはやボランティア活動ではない。れっきとした事業でありそのサービスに対して対価が支払われると法制化されている。福祉の精神は基本的に不要であり、利用者のニーズに沿って充実・改善が図られなければならない。障害者に対する優しさがやがて指導者的立場から保護者的立場へと立ち位置が変化してそこに優しさならぬ憎悪の感情が芽生えたときに、いじめ・虐待・障害が発生するのは社会のあらゆる場面で見られる普遍的事実である。これは通訳が独占的な事業者であることとサービスの充実・改善が認められないことに起因すると思われる。つまりサービス業ではなくて規定された業務しか提供しないお役所仕事になっているのである。保護下の支配が通訳者と利用者間に持ち込まれてはならない。
- 質問の中でわかりにくかった点＝パソコン要約筆記は短く要約、又は短くまとめたものとはどれほどの字数なのか？ 手書きを思い浮かべてしまいます。手書きは話しことばの 1/5～1/6 に対してパソコン(ヨ)短文の字数を知りたいです。普段私はパソコン(ヨ)は半分以上70%位は書けていると信じています。なので、全文に近いとなると90%位はどの予想です。これですと話し言葉に近い筆記通訳なのかなど。とにかくスクリーンに投影された文字や(ノート)パソコン画面に出た文字がすべてです。
- 話された要約文から内容を理解でき読みやすい表示が何よりです。と言いたいところですが、全文に近い筆記通訳、つまり話された通りに知りたいの思いは昔から変わりません。読みやすさ、目の疲れといったものを考えますと「字数が多いから良いのではない。」と手書き(ヨ)者から言われたことを思い出します。要約＝みじかくまとめること。しかし、これでは満足しませんので筆記通訳の研究に期待します。以上 ※アンケート項目にPC(ヨ)全体とノートPCがあることも入れてほしいです。私はどちらも利用しています。特に市役所の会議ではノートパソコン、モニターつきで助かっています。行政も難聴者の立場を理解してくれるようになりました。
- 考えないといけなのは、コミュニケーションが、きちんとできるためには、中身を抜いてはいけぬ。通訳が正しくできていないと難聴者と健聴者の情報の共有ができない。それは差別されているようで悲しいことだ。
- 手書きの要約筆記ですと、前に書いた内容を、ロールを戻せば見る事ができるが、PCですと、再度打ち込むので時間がかかる。
- パソコン要約は表示が遅れる事が多いので質問されたことにすぐ答えられない しかし難聴者にはなくてはならないものです

- パソコン使用不可
- 個人のやり方なのかパソコンの機種によってなのかわかりませんが、“ひとくぎり”？の長文が(話しが)終る迄表示されないのは困る！“て・に・を・は”の欠けで意味が全く変わるので間違えた時はとても困る！話しの間が空いた時(きき漏らした時)等は、アンダーラインでも正直に出してほしい！漢字が不明な時、考えずカタカナでもひらがなでもよいから出してほしい。あまりプライドを持たないでわからない時はそのまま出してもらえば、人柄的にも好意が(通訳者に)湧く。
- 全要研の統一試験はナンセンス(パソコンに対して)なので、早急にパソコン用の試験が出来るように制度案を作ってください。

■聴覚障害者でパソコン要約筆記を利用した経験がない人の意見

- パソコン要約筆記なるものを知りません。
- どのような申請するか分かりません。
- 使いやすいシステムが欲しい。障害者手帳がなくても不便に感じる人が多いので、補助金などの支援。講演会などに字幕が欲しい。
- 頼み方がわからない。要約筆記は自分でノートとペンを用意だが、パソコンの場合は？

■聴者の意見

- 聴覚障害者それぞれのニーズにあったサービスが提供されるよう、要約筆記者の知識、スキルアップがなされるとよい。要約が必要な利用者もいる、全文に近いものがほしい利用者もいる。そのことを要約筆記者、利用者が理解し、サービスを展開すべき。
- 適材適所と言われるけれど、遅い一人入力の適所であるのだろうか。疑問。また連係入力でも遅いものがある。遅いし意味がわからないものなら音声認識の方がマシ。速くて読みやすい連係入力を nozomu
- 私は PC 要約者だったのでもっと利用者が増えて欲しい。盲ろう者に盲ろう者利用して欲しい。
- 情報保障は100%が基本。要約では完全な情報保障ができない。要約は手書き時代のやむを得ぬ次善策。手書きで実現できなかった完全な情報保障がパソコンならできるので行ったほうが良い。どんな理由にしろ要約という形で元の情報を操作すべきではない。情報は送り手側自身による配慮と受け手側の理解力によって伝達されるので、要約という第三者による加工は望ましいとは言えない。手話であろうと文字であろうと情報保障の考え方に変わりはない。
- 自分の聞き取れなかった箇所を確認したいのに、そういう所が記述されない。

以上

■講演 障害者差別解消法の施行により、社会はどのように変わるか？

ー 聴覚障害者を中心に ー

日本社会事業大学 特任教授 植村英晴

障害者の権利に関する条約

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

一般的義務

合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等

障害者基本法

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（法的義務）

事業者（法的義務）

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等（法的義務）

事業者（努力義務）

差別を解消するための措置 （具体的な対応）

(1) 政府全体の方針として、差別解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

(2) 国・地方自治体等⇒当該機関における取組に関する対応要領を作成
（地方の策定は努力義務）

事業者⇒主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保（主務大臣による事業者に対する方向聴取、助言、指導、勧告）

差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決(相談・紛争解決のための体制整備:既存の相談・紛争解決のための制度の活用充実)

地域における連携(障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携)

啓発活動(普及啓発活動の実施)

情報収集(国内外における差別及び差別解消の取組みに関する情報補修集、整理及び提供)

差別の解消推進に関する施策の基本方針な方向

この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

差別の解消措置に関する共通的な事項 (法の対象範囲)

①**障害者**:心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

②**事業者**:商業その他の事業を行う者。

③**対象分野**:日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象

(※雇用分野における障害者差別解消の措置については、障害者雇用促進法の定めるところによる。)

差別の解消措置に関する共通的な事項 (不当な差別的取扱い)

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止。

(正当な理由とは、客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないと言える場合)

合理的配慮

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

聴覚障害とは

聴覚障害は、情報の障害である。

聴覚障害は、人と人との間に
壁を作る。

(人間関係の障害である)

障害に応じた対応（1）

聴覚障害とは、ガラスの箱の中で生活しているようなものである。ガラスを透して見ることはできるが、どうしても手が届かない。人々は、笑いながら、話しながら、論議しながら、すぐ近くを通りすぎて行く。でも、それはまったく別に存在するようなものである。

(Frank Bowe: Changing the rules, T. J. Publishers, 1986)

障害に応じた対応（2）

1、完全参加と平等

(full participation and equality)

2、ADA

電話リレーサービス

手話通訳の義務化

職場生活の課題

- 情報からの遮断
情報が入らないことで陥った困難
- 情緒的な孤立
昼休み、退社時の孤立感
複数では飲みに行かない(新年会・忘年会)
- 自己評価の低下
失敗経験の蓄積(聴覚障害は人と人との間に壁を作る)

難聴への配慮

- 明るい場所で
- 騒音の無い所で
- 後ろから声をかけない
- グループ討論では発言者が挙手をして
- 難聴の仲間との交流を(孤立を避ける)
- プライド形成への支援(エンパワーメント)

合理的配慮具体例データ集

合理的配慮サーチ

聴覚障害 (45件)

代表的な合理的配慮の例

- ・ ホワイトボードを活用するなど、コミュニケーションにおいて工夫する
- ・ 手話や文字表示など、目で見てわかる情報を提示する
- ・ 「筆談対応いたします」などのプレートや、主な手続きを絵文字等で示したコミュニケーション・ボードを用意する
- ・ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ・ 施設内放送を電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る
- ・ スマートフォンなどのアプリに音声を変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index_choukaku.html

合理的配慮指針事例集

(厚生労働省障害者雇用対策課)

聴覚障害

- ・ (募集・採用) 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること
- ・ (募集・採用) 面接を筆談等により行うこと
- ・ (採用後) 業務指導や相談に関し、担当者を定めること
- ・ (採用後) 業務私事・連絡に際して、筆談やメール等を利用すること
- ・ (採用後) 出退勤時刻・休憩・休暇に関し、通院・体調に配慮すること
- ・ (採用後) 危険個所や危険の発生等を資格で確認できるようにすること

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyuantekiyouku/0000093954.pdf>

障害種別の学校における「合理的配慮」 の観点（案1） 聴覚障害

学習上又は生活上の困難を改善・克服する ための配慮

聴覚障害に起因する情報不足を補うための配慮（教師の話が受容しやすい座席の位置、板書及び視覚的教材の活用、児童生徒の聴覚障害の状態に応じたコミュニケーション手段の選択と活用）

学校生活において自由にコミュニケーションができる環境を保障（周囲の児童生徒の理解啓発を促すための指導、聴覚に障害のある児童生徒同士の交流の場や機会の確保）

障害種別の学校における「合理的配慮」 の観点（案2） 聴覚障害

情報保障の配慮

聴覚障害の状態に応じた視覚的情報保障の提供
（分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、授業の流れが分かるワークシートなどの準備、中学生などでは授業の要点をプリントにしたものを提供、ノートテイクなど、教師やクラスメイトによる多様なコミュニケーション手段の使用）

聴覚障害の状態に応じた聴覚的情報保障・環境の提供（教師の話が聞き取りやすい座席の位置、話者の音量調整、防音などに配慮した教室環境の提供、集会などでのマイクなどの使用、必要に応じてFM式補聴器などの使用）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1314384.htm

■閉会 — 「集会の終わりに」

特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

宮田和実

情報保障に関しては、さまざまな問題がまだまだあります。

ただ、それをひとつひとつ議論していくという時間は、今日はありません。

今日の流れとしまして、予稿集でいろいろ提言をさせていただいて、全国的に行なった調査結果を皆さんにお知らせしました。

そこで言えることは、私たちが当初から要望してきている全文に近い要約、ようするに文字通訳ですね。

話されたことを全て知りたい、冗談も含めてすべてを知りたい。

私も経験がありますが、みんなが笑っているので、(表示スクリーンを示して)こちらを見るのですが表示されていない。みんなが笑っていても、その意味がわからない。載っていないという経験があります。

それをなくすためにも、話されたことを全て表示してほしい。全文を入力してほしい。それは、関係入力によって、可能になっています。

それを養成する方法も今、確立しつつある状況です。利用者のアンケートや調査結果をみても、皆さんがそれを求めている事実があるんだということです。

結論として、あとは行動するしかありません。研究はここまで。

もちろん続けなれないといけません、研究はある程度結果をみたと思います。これからは行動することだと思います。つまり全文に近い通訳、文字通訳を派遣してくださいと要望していく。

断られたらその証拠を残して、障害者差別解消法という法律違反だと訴えていく。そのとりまとめは文字通研がやってもいいかなと思います。断られた証拠があったら、是非私たちに連絡してもらえれば、私たちがまとめて、どこかでそういうことを、アピールしていきたいと思います。

とりあえず5年やっていますので、もうそろそろ全文に近い入力を実現したいと思います。

地域によっては、すで実現しています。まだまだの地域があることはおかしい。現実問題として。

実現するために、皆さんがこういう事例をもって行動していただければと思います。

今日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

第5回 関東地区集会 報告書

実行委員長 曾根博

主催 特定非営利活動法人 全国文字通訳研究会

ホームページ <http://mojitsuken.sakura.ne.jp/wp/>

メール info@mojitsuken.sakura.ne.jp

FAX. 020-4624-1608